

令和 5 年 12 月 27 日

青森市政記者会 様

青森地域広域事務組合消防長

## 懲戒処分について

本事務組合職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定及び青森地域広域事務組合に青森市の条例を準用する条例第 1 条で準用する青森市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例により懲戒処分としたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 パワー・ハラスメントについて

##### (1) 事案の概要

令和 4 年 5 月に平内消防署職員からの相談を受け調査した結果、被処分者が、同じ所属の職員に対し、職場の優位性を背景に、長期にわたり、業務の適正な範囲を超えた言動などのパワー・ハラスメントを行っていたことにより、精神的苦痛を与え、同職員を心的ストレスによる精神疾患に罹患させたことを確認したもの。

##### (2) 被処分者及び処分量定

平内消防署 主幹 船橋 大海<sup>ふなはし ひろみ</sup> (46 歳) 「停職 1 月」

##### (3) 処分日

令和 5 年 12 月 27 日

#### 2 パワー・ハラスメントに係る管理監督について

##### (1) 事案の概要

上記パワー・ハラスメントにおいて、被害にあった部下職員から相談を受け、状況を把握していたにもかかわらず、対応しなかったもの。

##### (2) 被処分者及び処分量定

平内消防署 職員 (50 歳代 男性) 「戒告」

##### (3) 処分日

令和 5 年 12 月 27 日

#### 【問合せ先】

青森地域広域事務組合消防本部庶務課

担当：課長 木立 主幹 三橋

電話：017-775-0852

令和5年12月27日

青森市政記者会 様

青森地域広域事務組合

管理者 西 秀 記

懲戒処分についてのコメント

今回の事案につきまして、地域住民の皆様のお安全安心を守るべき消防職員が、このような事案を発生させ、信用を失墜させてしまいましたことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、職員一人ひとりが、公務員としての自覚を改めて認識し、法令順守の徹底、綱紀粛正を図りながら、再発防止に向けた取組み等の指導を徹底してまいります。

**【問合せ先】**

青森地域広域事務組合消防本部庶務課  
担当：課長 木立 主幹 三橋  
電話：017-775-0852